先行条例「責務、役割等」一覧

◎道府県

| | 県の責務 | 県民等の役割 |
|-----|--|--|
| 千葉県 | (県の責務) 第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。 | (県民の役割) 第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害のある 人に対する理解を深めるよう努め、障害のある県 民及びその関係者は、障害のあることによる生活 上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう 努めるものとする。 2 県民は、基本理念にのっとり、県又は市町村が 実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差 別をなくすための施策に協力するよう努めるものと する。 |
| 北海道 | (道の責務) 第4条道は、この条例の目的を達成するため、前条 に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基 づき、暮らしやすい地域づくりを推進する施策を総 合的かつ計画的に策定し、実施しなければならな い。 | (道民等の役割) 第6条道民、 事業者及び関係団体 (以下「道民等」 という。)は、基本理念に基づき、障がい及び障が い者に対する理解を深めるとともに、暮らしやすい 地域づくりを推進するための施策に協力するよう努 めるものとする。 |
| 岩手県 | (県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。 | (県民等の役割) 第6条 県民及び <u>事業者</u> (以下「県民等」という。) は、障がいのある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。 2 県民等は、基本理念にのっとり、障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。 3 県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。 4 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。 |
| 熊本県 | (県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、 障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策 定し、及び実施しなければならない。 | (県民の役割) 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。 |
| 長崎県 | (県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本 理念」という。)にのっとり、障害者基本法(昭和45 年法律第84号)その他の法令(条例及び規則を含 む。以下同じ。)との調和を図りつつ、障害及び障 害のある人に対する理解を深め差別をなくすため の施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施す るものとする。 | (県民等の役割) 第7条 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるよう努めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。 |

先行条例「責務、役割等」一覧

◎道府県

| ●坦府乐 | 県の責務 | 県民等の役割 |
|------|---|--|
| | (県の責務) | (県民の役割) |
| 沖縄県 | 第4条県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に実施するものとする。 | 第5条県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に関する理解を深めるとともに、第1条に規定する 共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。 |
| 鹿児島県 | (県の責務) 第4条県は、前条に規定する基本理念にのっとり、 障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要 な施策(以下「障害者差別解消施策」という。)を策 定し、及びこれを実施する責務を有する。 | (県民の責務) 第6条県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、 県又は市町村が実施する障害者差別解消施策に協力するよう努めるものとする。 2 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害があることによる社会的障壁について可能な範囲内において、県民に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。 |
| 茨城県 | (県の責務) 第4条 県は, 前条に規定する基本理念(以下「基本 理念」という。)にのっとり, 障害及び障害のある人 に対する理解を深め, 差別を解消するための施策 を総合的に策定し, 及び実施するものとする。 | (県民等の役割) 第5条 県民及び事業者(以下「県民等」という。) は、障害のある人が、地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めるものとする。 2 県民等は、基本理念にのっとり、障害についての理解を深め、差別の解消並びに県又は市町村が実施する障害についての理解の促進及び差別を解消するための施策への協力に努めるものとする。 3 県民等は、障害のある人及びその家族等が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 4 障害のある人は、自らの障害の特性及び障害のあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。 |
| 京都府 | (府の責務) 第3条 府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、共生社会を推進するための施策(以下「共生社会推進施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。2 府は、共生社会推進施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者及び市町村等と連携し、及び協働して取り組むものとする。 | (府民の責務) 第4条 府民は、基本理念に関する関心と理解を深めるとともに、府が実施する共生社会推進施策に協力するよう努めるものとする。 |
| 奈良県 | (県の責務) 第四条県は、前条の基本理念にのっとり、障害を 理由とする差別の解消等に関する施 策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 | (県民及び事業者の役割) 第六条県民及び事業者は、第三条の基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深め、自己啓発に努めるとともに、県及び市町村が実施する障害を理由とする差別の解消等の推進に協力するよう努めるものとする。 |
| 富山県 | (県の責務) 第4条 県は、前条に掲げる基本理念にのっとり、障 害及び障害のある人に対する 理解を深め、障害を理由とする差別を解消するた めに必要な施策を策定し、及び 実施する責務を有する。 | (県民の役割) 第5条県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に関する理解を深めるとともに、第1条に規定する 共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。 |

先行条例「責務、役割等」一覧

◎政令市·市

| | 古の書致 | 古民笙の処割 |
|-------------------|--|---|
| | 市の責務 | 市民等の役割 |
| さいたま 市 | (市の責務) 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前 条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に 基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図 りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自 立及び社会参加の支援に関する施策を総合的か つ計画的に実施しなければならない。 | (市民等の責務) 第5条 市民及び <u>事業者</u> は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。 |
| 八王子市 | (市の責務) 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、障害及び障害者に対する理解 を広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ計 画的に実施する責務を有する。 | (市民等の責務) 第5条市民及び <u>事業者</u> は、基本理念にのっとり、障 害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する 障害者に対する差別をなくすための施策に協力す るよう努めなければならない。 |
| 別府市 | (市の責務) 第4条 市は、第1条に規定する目的の実現を図るため、前条に定める基本理念にのっとり、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組に係る施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。 2 市は、障害のある人への差別及び虐待をなくすための取組を行うに当たって、次に掲げる事項を基本としなければならない。 (1) 障害のある人への差別の多くが、障害に対する理解の不足から生じていることを踏まえ、障害に対する理解を広め、定着させること。 (2) 公共的施設の整備その他障害のある人に関する施策を実施するに当たっては、障害のある人に関する施策を実施するに当たっては、障害のある人に対するを聴取するよう努めること。 (3) 市、市民及び事業者が相互に連携し、障害のある人だけではなく、障害のない人にとっても暮らしやすい地域づくりにつながるとの考えたの基に、多くの市民の参加の下で取り組むこと。 (5) 地縁による団体その他地域づくりを目的とする団体及び組織と連携し、協働を図ること。 | (市民及び事業者の責務) 第5条 市民及び事業者は、第3条に定める基本 理念にのっとり、障害に対する理解を深めるととも に、障害のある人への差別及び虐待をなくすため の取組に協力するよう努めなければならない。 |
| 新潟市 (中間素 案) | (市の責務) 第3条 市は、この条例の実施に責任を有し、障がい等を 理由とした差別を解消するとともに、この条例の目 指すべき社会を実現するための施策を推進しなけ ればなりません。 | (市民等の役割) 第4条 市民及び <u>事業者</u> は、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人に対する障がいを理由とした差別を解消する取組みを市と一体となって行わなければなりません。 2 市民及び <u>事業者</u> は、障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません。 |